

【鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針（素案）】パブリックコメントにおける意見一覧

No	意見	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	鎌倉市全体の都市計画は、中央公園を除き、自治会内の公園程度しか存じません。 今回のご計画を拝読して、中央公園と広町緑地が飛びぬけているということをはじめて知りました。不明の至りです！ 今後の公園・緑地の見直しですが、市のご計画に全面的に同意いたします。	市内に都市計画公園・緑地が多く存在することを知りませんでした。 今後の公園・緑地の見直しについて、市の計画に全面的に同意します。	本市の都市計画行政について、ご理解頂き、誠にありがとうございます。 引き続き、市内の貴重な緑とオープンスペースを保全、創造し、活用するための施策を進めて参ります。
2	平成 28 年 5 月の国交省「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会報告書」にあるように、緑化オープンスペースの意義は多様であり、鎌倉市にとって、それは記載以上の意義があるように思われる。鎌倉市における大規模公園はいわゆる鎌倉旧市街地周辺に存在しており、同中心部には小規模公園が点在するのみの状況で、そこに人が集っている風景は稀有である。鎌倉海浜公園はあるが、規模が小さく、中高木が植林されていないため、日陰は皆無で、一部の若年核家族が集うのが常である。鎌倉は全国平均以上の高齢化率を有しており、介護・社会福祉費は今後も増大するであろう事は想像に容易い。市人口の 1/3 以上を占める高齢者であるが、旧市街地の通行人の 1/3 に高齢者を見受けるかという、そうでは無い。高齢者が安心して外出目的地とする場所が存在しないのである。比較的大規模な公園・緑地・オープンエリアで鎌倉市の年齢比率と同様の各年齢層が集える場所が無いのである。高齢者や障がい者が移動するには鎌倉市の交通インフラが整っていないのは確かである。しかし、その場所への移動方法（例えば介護バス・タクシーなど）が整えられ、安全が確保されている広大なオープンスペースに年代の区別なく集える場所があれば、地域の縦横のコミュニケーションが発達し、そこには「費用のかからない福祉」が芽生えることになる。社会福祉費用の縮小を検討するよりも、市民力による無償の介護力が拡大する。それを実感するまではある程度の時間が必要と思われるが、人口動態を鑑みれば、喫緊の要件である。現在、由比ガ浜四丁目のテニスコート跡地には集合住宅・大規模商業施設の計画が持ち上がっているが、同地はそれを現実化できる旧市街地最後の場所であろう。小規模公園を整理し、大規模公園・緑地による防災、観光、市民力の強化が望まれる。英断を期待するばかりである。	鎌倉市の旧市街地中心部は小規模公園が点在するのみで、高齢者が安心して外出できるような大規模公園が存在しない。 安全が確保されている広大なオープンスペースに年代の区別なく集える場所があれば、地域の縦横のコミュニケーションが発達し、そこには「費用のかからない福祉」が芽生えることになり、将来的に市民力による無償の介護力が拡大する。 この実現のために、現在集合住宅・大規模商業施設の計画が持ち上がっている、由比ガ浜四丁目のテニスコート跡地を公園として整備・活用して欲しい。	「鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針（素案）（以下「方針素案」といいます。）」は、長期にわたり整備の見通しが立たない都市計画施設の存在が全国的にも問題視されるなか、平成 23 年 11 月に「都市計画運用指針（国土交通省）」が改正され、都市計画施設等を定期的に見直す「マネジメント・サイクル」を重視した都市計画の考え方が示されたことを契機として、平成 27 年 3 月に神奈川県において見直しに際しての基本的な考え方などを取りまとめた「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」が策定されたことにより、本市においても見直しを行うものです。 方針素案では、既に都市計画決定している 56 箇所の公園・緑地について、都市計画決定後 20 年以上経過しても未供用区域が存在し、かつ整備が完了していない区域を未着手区域として抽出し、その原因や課題を把握した上で、必要性、実現性や代替性を検証するなど、求められる機能を整理し、「存続」または「廃止（一部廃止）」の判断を行っています。 ご意見にあります由比ガ浜四丁目のテニスコート跡地は、都市計画決定された都市計画公園・緑地には当たらないため、本方針の対象とはならないことをご理解願います。

【鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針（素案）】パブリックコメントにおける意見一覧

No	意見	意見の要旨	意見に対する市の考え方
3	金山地区の廃止案については、現在のところ、同意できません。 まず、この見直し案についての意見を募集しているとなっておりますが、広報に載ったぐらいであり、なぜこの地区に住む住人や地権者に知らせようとする意見がないのか理解に苦しみます。シークレットでことを進めたいとみなされて、信用できないと言われても仕方がないようなやり方をされていると考えます。 金山の稲村ヶ崎公園側は、徐々に開発されてきており、不信が募っております。 かつて40年ほど前には、アスレチックを隠れ蓑にして、住宅開発をしようとしたという話も私の親たちから聞いております。 そういう過去がある上に上記のようなことをすれば、さらにことがこじれると思います。 地区の方々、地権者に、公になる前にこの廃止案を伝え、意見のやり取りをすべきであると考えます。 P14の説明では、説明不足です。 「古都保存法第6条」とその内容をP14に加筆し、この内容で守られるのだから緑地は保たれますと、はっきり明記してください。	金山地区の廃止案については、現在のところ同意できない。 方針素案の意見募集について、広報での告知だけでなく、近隣住民や地権者に対して知らせようとする意見を求めるべきである。 金山地区の廃止理由は説明不足である。古都保存法の内容を14ページに加筆し、緑地が保たれる旨を明記して欲しい。	方針素案は、都市計画決定後20年以上経過しても未供用区域が存在し、かつ整備が完了していない都市計画公園・緑地について、本市の見直しに対する考え方を示した計画であり、特定の区域の権利制限等を行うものではないことから、市民の皆様を対象に、本意見公募手続きについて「広報かまくら」や市ホームページにより周知を開始したところです。 なお、権利制限等に関わる具体的な都市計画変更手続きは、本方針策定後に開始することとなりますので、変更の対象となった区域の土地所有者等の権利者や近隣の皆様に対しては、説明会等を実施し周知を図ってまいります。 また、都市計画変更の手続きに入りますと、鎌倉市まちづくり条例に基づく縦覧及び公聴会や、都市計画法に基づく縦覧手続き等、ご意見をお伺いする機会を今後も設け、意見に対する市の対応や考え方等も公表いたします。 古都保存法(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法)第6条に基づいて指定される歴史的風土特別保存地区は、同法第4条に基づいて指定された歴史的風土保存区域内において、当該歴史的風土の枢要な部分を構成する地域を都市計画に定めたものです。 地区内では、歴史的風土の維持保全に影響を及ぼす恐れのある行為(建物の新築等)は大幅に制限されるため、歴史的風土の現状凍結的な保全が図られます。 現在、鎌倉海浜公園の金山地区(山林部分)には、公園的な施設整備を図る「都市計画公園」と、現状凍結的な保全を図るための「歴史的風土特別保存地区」の二重の都市計画が指定されている状態であり、市としては、このうち現状凍結的な保全を選択するため、都市計画公園の廃止を目指しています。 ご意見を踏まえ、歴史的風土特別保存地区内における行為の制限について、本文中に注記をすることとします。

【鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針（素案）】パブリックコメントにおける意見一覧

No	意見	意見の要旨	意見に対する市の考え方
4	緑地地区に宅地があることも市民にとっては、私も含め、なんでも思う市民は多いと思います。特に緑地地区なのに木々が伐採され、宅地化された場合はなぜそれが許可されるのか、これを機会にぜひ市民に判るように説明もお願いいたします。	都市計画公園・緑地の区域内に宅地があること、建築の許可が受けられることについて説明して欲しい。	ご意見の「緑地地区」とは、「都市計画公園・緑地(都市計画決定された公園・緑地)の区域」のことかと存じます。 都市計画公園・緑地とは、素案1ページにありますとおり、公園や緑地等として整備を図る施設緑地として都市計画に位置付け、将来的に都市計画施設の整備に関する事業等を実施する区域であるため、既に宅地化された区域に対しても、将来的な用地取得を前提に指定することが可能です。 将来都市計画事業として決定されるまでの間に、当該都市計画施設内で建築物を建築しようとするときは建築制限が発生し、都市計画法第53条第1項の許可を受ける必要があります。 市長は、この許可の申請があった場合、同法第54条に示された許可の基準に該当するときは、許可をしなければならないとされています。 この許可の基準は素案7ページに示していますが、鎌倉市の都市計画公園・緑地の区域内においては、建築物の階数が2以下で、かつ地階を有しないこと及び主要構造部(建築基準法第2条第5項に定める主要構造部をいいます。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であることの要件に該当し、かつ容易に移転し、又は除去できるものであると認めた場合に限り、建築を許可しています。 この建築制限は、将来の事業施行を円滑に進めるとともに、建築物の移転補償費等を必要最低限に抑えるために、必要な限度において住民の権利を制限するものですが、長期にわたって整備の見通しが立たない都市計画公園・緑地については、土地の売却や建替え等の土地利用を長期にわたり制限するという課題があるため、今回の見直し作業を行うに至ったきっかけの一つとなっています。